



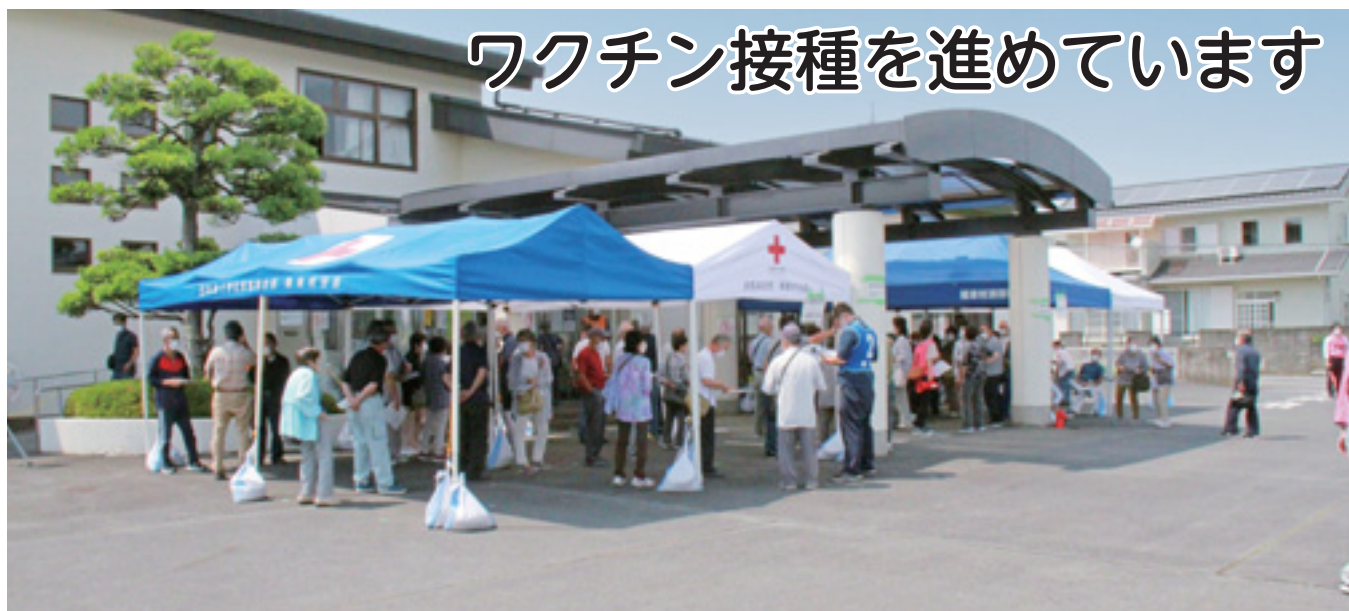
## CONTENTS

村からのお知らせ	2～10
・新型コロナウイルスワクチン接種	
・空き家のリフォーム等補助	
保健相談センター	11
暮らしの情報	12～13
カレンダー	14
話題あれこれ	15
イベント	16



# 新型コロナウイルス

## ワクチン接種を進めています



榛東村のワクチン接種状況

令和3年7月11日時点

年齢	接種率	
	1回目	2回目
65歳以上	74.5%	63.8%
12歳～64歳	11.0%	1.7%



村では、6月30日（水）に16歳～64歳の方、7月19日（月）に12～15歳の方を対象に接種券を発送しました。

現在の村の集団接種では、50歳以上の方と16歳以上の基礎疾患をお持ちの方の希望を受け付けています。村の個別接種では、60歳以上の方と16歳以上の基礎疾患をお持ちの方の予約を受け付けています。

7月中旬からは、65歳未満の方のワクチン接種も開始します。主な接種の方法は、村の集団接種、協力医療機関での個別接種、県央ワクチン接種センターでの接種があります。※施設に入所されている場合は、施設にご相談ください。

詳細については、村のホームページまたは毎戸配布される「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせNo.5」をご確認ください。

### ①県央ワクチン接種センター（会場：Gメッセ群馬）

対象者は、満18歳以上です。

詳細は、ぐんま県央ワクチン接種センター問い合わせ等窓口（0570-001-720）へ連絡するか、県のホームページをご確認ください。

### 予約方法（接種期間は、令和3年9月30日（木）までの予定です）

スマートフォンアプリLINEで「群馬県デジタル窓口」を友だち登録し、「新型コロナウイルスワクチン接種予約」から予約。



7月15日時点の内容を掲載しています。

## ②個別接種

榛東村、吉岡町、渋川市の協力医療機関ごとに、予約開始日や接種期間、年齢が異なります。詳細は、村ホームページかコールセンターでご確認ください。

榛東村コールセンター (050-5445-6215)

吉岡町コールセンター (050-5445-3744)

渋川市コールセンター (050-8882-6271)

榛東村、吉岡町、渋川市以外に所在するかかりつけ医で接種を希望される場合は、医療機関所在の市町村へお問い合わせください。

## ③集団接種（南部コミュニティセンター）

### 予約方法

榛東村コロナワクチンコールセンターに電話  
**050-5445-6215**

### 受付状況

令和3年7月15日時点

対象者	予約
65歳以上	受付中
60歳～64歳	受付中
50歳～59歳	7月15日（木）から7月25日（日） 午後7時まで
基礎疾患のある16歳以上	受付中
12歳～49歳	8月から受付を開始します。詳細は「新型コロナワクチン接種のお知らせNo.5」をご確認ください。

対象者が順次拡大しています。接種を希望される50歳以上の方は、早めに申し込んでください。

### 8月の集団接種の予定

令和3年7月15日時点

接種日程	
1回目	2回目
8月5日（木） 午後	8月26日（木） 午後
8月7日（土） 午後	8月28日（土） 午後
8月22日（日） 午前・午後	9月12日（日） 午前・午後



## 空き家のリフォームなどに補助金が交付されます

問い合わせ先 建設課 (☎54-2211 内線233)

村では、村内の空き家の利活用を促進し、地域の活性化や定住の促進を図るため、空き家のリフォームまたは除却工事をする方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象工事	補助率	補助上限額
榛東村に定住することを目的とするリフォーム	補助対象費用の2分の1	50万円 (加算金あり)
榛東村で事業を営むことを目的とするリフォーム	補助対象費用の2分の1	100万円
除却	(村内業者が工事をする場合) 補助対象費用の2分の1	50万円
	(村外業者が工事をする場合) 補助対象費用の4分の1	25万円

### リフォーム補助金の補助対象者

次の全ての要件を満たす方

- (1) 次のいずれかの目的を有する方
  - ア 定住すること（10年以上住所を定めること）を目的として、空き家をリフォームする方
  - イ 榛東村で事業等を営むことを目的として、空き屋をリフォームする方
- (2) 次のいずれかに該当する方
  - ア 所有者または所有者の法定相続人（以下「所有者等」という。）。ただし、所有者等が複数いる場合は、その全員から空き家のリフォームに関する承諾を得られる方に限る。
  - イ 賃貸借契約に基づき、所有者等から空き家を賃借する方。ただし、所有者等から空き家のリフォームに関する承諾を得られる方に限る。
- (3) 村税に滞納がない方
- (4) 榛東村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない方

### 除却補助金の補助対象者

次の全ての要件を満たす方

- (1) 所有者または所有者の法定相続人である方
- (2) 所有者等が複数いる場合は、その全員から空き家の除却に関する同意を得られる方
- (3) 村税に滞納がない方
- (4) 榛東村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない方

### 申請方法など

補助金の交付を希望する方は、建設課で事前相談した後に、令和4年2月28日までに必要書類を作成して交付申請をしてください。



## 関東大会等以上の競技大会に出場した方に奨励金を交付します

問い合わせ先 教育委員会事務局 (☎54-2211 内線262)

榛東村では、スポーツへの意欲を高め、競技力の向上を図るため、関東大会等以上の競技大会に出場した方に「奨励金」を交付します。

### 対象者

大会の開催日、奨励金交付申請日に「榛東村に住民登録がある方」で、対象となる大会に選手（補員、登録者を含む。）またはスタッフ（大会に登録された監督、コーチ及びマネージャーに限る。）として出場した方

### 対象となる大会

次の1～3に示す各要件を満たす必要があります。

#### 1 出場資格

次のいずれかの方法により出場資格を得て出場した大会

- (1) 県大会等の予選会を経て出場
- (2) 大会の開催要項等で規定する標準記録等に到達して出場
- (3) 競技団体等の推薦または選抜を経て出場

#### 2 出場した大会

次のいずれかの大会

- (1) 関東大会等（北関東大会、東日本大会等含む。）
- (2) 全国大会
- (3) 国際大会（3か国以上の国が参加する大会）

#### 3 大会の主催者等

次のいずれかの団体が主催、共催または主管した大会

- (1) 文部科学省
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会または同協会加盟競技団体等
- (3) 公益財団法人日本オリンピック委員会または同委員会加盟競技団体等
- (4) 都道府県または都道府県教育委員会
- (5) 教育長が特に認める上記の団体以外の団体

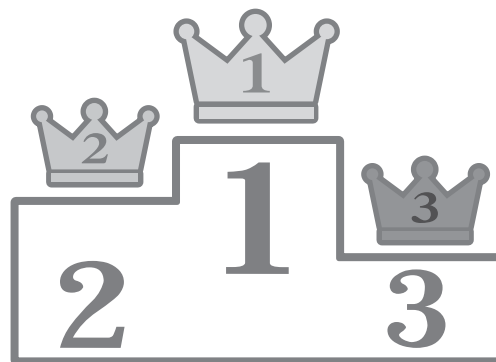
### 奨励金の額

対象となる各種スポーツ競技大会		交付金額 (1人あたり)	限度額 (1回申請あたり)
関東大会等		5,000円	30,000円
全国大会		10,000円	50,000円
国際大会	オリンピック大会	30,000円	—
	その他の国際大会	20,000円	—

### 交付申請

申請に必要な書類を、大会の終了日から30日以内に教育委員会事務局に提出してください。

申請書等は、村ホームページに掲載しています。







## 令和3年8月1日から介護保険制度が変わります

問い合わせ先 健康保険課 (☎54-2211 内線144)

### ①介護保険施設における負担限度額が変わります

- ・介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。
- ※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象で、申請が必要です。申請手続きに必要なものは、健康保険課介護保険係までお問い合わせください。
- ・令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

### 認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります

今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合は、申請により負担軽減の対象となります。

	令和3年7月まで	見直し後（令和3年8月～）
年金収入等※80万円以下（第2段階）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超（第3段階②）		単身500万円、夫婦1,500万円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

### 介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	見直し後（令和3年8月～）	令和3年7月まで	見直し後（令和3年8月～）
年金収入等※80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超（第3段階②）	650円	1,360円	650円	1,300円

（注）生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

### ②毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。



## 令和3年度 後期高齢者医療制度の保険料制度改正

問い合わせ先 健康保険課 (☎54-2211 内線145)

問い合わせ先 群馬県後期高齢者医療広域連合 (☎027-256-7116)

後期高齢者医療制度の保険料について、令和3年度の均等割額の軽減制度は次のとおり改正になりました。また、基礎控除の改正に伴い所得割額の計算方法が変わります。

### 均等割額の軽減

令和2年度の保険料の均等割額軽減の基準は次のとおりでした。

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)
7.75割軽減 <sup>※1</sup>	「基礎控除額(33万円)」以下
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 28万5千円 × 世帯の被保険者数」以下
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数」以下



令和3年度は次のとおり変更となります。

■：変更箇所

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)
7割軽減	「43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 <sup>※2</sup> - 1)」以下
5割軽減	「43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 <sup>※2</sup> - 1) + 28万5千円 × (世帯の被保険者数)」以下
2割軽減	「43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 <sup>※2</sup> - 1) + 52万円 × (世帯の被保険者数)」以下

※1 令和3年度から本来の7割軽減となります。今後、医療費の増大が見込まれる中、全ての方が安心して医療を受けられる健康保険制度を維持していくために、段階的な見直しが行われています。

※2 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。

年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・ 給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ・ 前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・ 前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

### 所得割額の計算方法

令和2年度の保険料の所得割額の計算方法は次のとおりでした。

$$\text{所得割額} = (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除}(33\text{万円})) \times 8.6\%$$



令和3年度は次のとおり変更となります。

■：変更箇所

$$\text{所得割額} = (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除}(\text{最大}43\text{万円})^{\text{※3}}) \times 8.6\%$$

※3 基礎控除額は合計所得金額2,400万円以下の場合には43万円です。



## 後期高齢者医療被保険者証を更新します

**問い合わせ先** 健康保険課 (☎54-2211 内線145)

**問い合わせ先** 群馬県後期高齢者医療広域連合 (☎027-256-7125)

### 後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証は、毎年7月31日が有効期限です。8月1日以降にお使いいただく新しい被保険者証（茶色）は、7月中に郵送します。

#### 一部負担割合について

被保険者証に記載される一部負担割合は、同一世帯の被保険者の令和3年度の住民税課税所得により判定されます。

住民税課税所得	一部負担金の割合
課税所得145万円未満	1割負担
課税所得145万円以上	3割負担 (現役並み所得者)

ただし、上記の判定で3割負担に該当する方のうち、前年（令和2年）の収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により1割負担となります。

- 被保険者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満
- 被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- 被保険者が世帯に1人（収入額383万円以上）で、他に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱおよび住民税非課税世帯の被保険者は、保険医療機関等を受診する際に限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口に表示すると、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

この認定証は、毎年7月31日が有効期限です。新たに認定証の交付を希望する方は、8月中に健康保険課で認定証の交付申請をしてください。

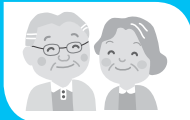
なお、低所得者Ⅰ・Ⅱの方で次の条件の全てに該当する方は、申請手続きを省略し令和3年8月1日から使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証を新しい被保険者証に同封します。

- 前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け現在も該当している方
- 前年度に引き続き住民税非課税世帯である方

### 短期被保険者証の交付

被保険者証の有効期限は通常1年間ですが、後期高齢者医療保険料の滞納により、通常より有効期限の短い被保険者証を交付する場合があります。また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、医療費が一時的に全額自己負担となる「資格証明書」を交付することがあります。





## 国民健康保険高齢受給者証などを更新します

問い合わせ先 健康保険課 (☎54-2211 内線142)

### 高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証は、国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満に交付されます。

この高齢受給者証は、毎年7月31日が有効期限です。高齢受給者証交付の対象となる方には、8月1日から使用することのできる新しい高齢受給者証を郵送します。

※令和3年7月31日以前に75歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、誕生日の前日です。75歳の誕生日からは「後期高齢者医療制度」に加入することになります。後期高齢者医療被保険者証は、誕生日前にご自宅に郵送されます。

### 一部負担金の割合について

高齢受給者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる高齢受給者証該当者の令和3年度の住民税課税所得により判定されます。

住民税課税所得	一部負担金の割合
課税所得145万円未満	2割負担
課税所得145万円以上	3割負担 (現役並み所得者)

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する方のうち、収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が2割になります。

○高齢受給者証該当者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○高齢受給者証該当者が同一世帯に2人以上で、収入額の合計が520万円未満

### 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険の被保険者は、医療機関等を受診するときに限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示することで、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

これらの認定証は、毎年7月31日が有効期限となり、8月1日以降は現在お使いの認定証を使用することができません。引き続き認定証を使用する方は、8月中に健康保険課で手続きを行ってください。また、現在認定証をお持ちでない方で高額な医療費を支払う必要がある場合も、受診前に健康保険課で認定証の交付を受けてください。なお、保険税の納付状況により、認定証の交付ができない場合があります。



## 福祉医療費受給資格者証の更新について

問い合わせ先 健康保険課 (☎54-2211 内線145)

8月1日から、母子・父子家庭、重度心身障害者、高齢重度障害者に該当する方の福祉医療費受給資格者証（ピンク色の医療券）の更新に伴い、現在お使いの受給資格者証は、8月1日以降使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を7月中に郵送しますので、手続きを行ったうえで、8月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。

### 対象者

- 母子・父子家庭（18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満で父母のいない児童）
- 重度心身障害者（身体障害者1級・2級、障害

基礎年金1級、療育手帳A判定、特別児童扶養手当1級、障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療適用者）

○高齢重度障害者（身体障害者1級・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定）

### その他

○現在お使いの受給資格者証は8月1日以降使用することができませんので、健康保険課へ返却してください。

○勤務先、住所などを変更した場合は、受給資格者証の更新手続きが必要ですので、被保険者証・受給資格者証をお持ちのうえ、必ず14日以内に健康保険課で更新手続きを行ってください。

大会等の結果をお知らせします

令和3年度第18回全国小学生学年別柔道大会群馬県代表選手選考会

種別 小学6年生女子55kg超級  
準優勝 布施 あかねさん



7月新刊情報 中央公民館図書室

問い合わせ先 中央公民館 (☎54-2573)

利用時間 午前8時30分から午後5時まで 休館日 毎週月曜日・祝日



おすすめ本



六人の嘘つきな大学生  
浅倉 秋成  
最終選考に残った六人。  
一致団結全員内定を目指す  
が一転ライバルに。  
そんな中、「〇〇は人殺し」  
という告発文が・・・  
就活を舞台に繰り広げられ  
る究極の心理戦。



もりの100かいだて  
のいえ  
いらい としお  
シリーズ第5弾。今回の舞  
台は森のなか！  
大きな木の中にある、もり  
の100かいだてのいえ。  
くらしているのは、どんな  
生きものたちでしょう。

書名	著者名
元彼の遺言状	新川 帆立
任侠浴場	今野 敏
白鳥とコウモリ	東野 圭吾
デス・ゾーン 栗城史多のエベレスト劇場	河野 啓
かっぱのこいのぼり	内田 麟太郎
正欲	朝井 リョウ
俺と師匠とブルーボーイとストリッパー	桜木 紫乃
青天を衝け (二)	大森 美香
うみのごちそうしろくま	柴田 ケイコ
おやさいしろくま	柴田 ケイコ

書名	著者名
あきらがあげてあげるから	ヨシタケシンスケ
つむぐ つながる 共に。	やまだつねこ・崎山ひろみ
死に神のレストラン	東 万里央
風神の手	道尾 秀介
沙林 偽りの王国	帚木 蓬生
クララとお日さま	カズオ・イシグロ
からだのふしぎ	にしもと おさむ
あるひこねこね	高島 那生
ぼくのがっこう	鈴木 のりたけ
高瀬庄左衛門御留書	砂原 浩太郎

# 地域包括 支援センター です

## こんにちは、榛東村地域包括支援センターです。

地域包括支援センターでは、住民の皆さんがその人らしい生活を継続できるように、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」で、榛東村が運営している公的機関です。

### 「オーラルフレイル」について

嚥んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを指し、早期の重要な老化のサインとされています。口腔機能が衰えると、食欲が低下し、低栄養や筋力低下、心身の活力の衰えが進み、要介護状態となるリスクが高まります。健康的な毎日を過ごすためにも、オーラルフレイルを予防することが大切です。

### オーラルフレイルチェック

次のような症状がある場合、オーラルフレイルの可能性ががあります。

- ・食べこぼすことが多くなった。
- ・よくむせる。
- ・固い物が噛めない。
- ・滑舌が悪い、舌が回らない。
- ・口の中が乾燥する。

### オーラルフレイルの予防

- ① 歯磨きをしましょう。
- ② かかりつけ歯科医を持ちましょう。歯科受診で歯石の除去や、歯周病、お口の異常を早期に発見できます。また、入れ歯の手入れや調整もできます。よく噛めることで認知症の予防に効果があります。
- ③ バランスのよい食事をとりましょう。特に、筋肉の基になるたんぱく質や、たんぱく質の吸収を促すビタミンもしっかり取りましょう。
- ④ かみ応えのある食品を取りま

しょう。

⑤ 歌を歌ったり、会話をして積極的に口や舌を使いましょう。

### オーラルフレイル予防の体操

口や舌の筋肉を強くすることで「ごえん性肺炎」を予防する効果もあります。

- ① パタカラ体操：食べ物をお口に入れて、のどの奥まで運ぶ時の一連の動作を鍛えます。「パ・タ・カ・ラ」を各8回ずつ2セット大きな声で発音します。
- ② 「パ」唇をはじくようにする。
- ③ 「タ」舌先を上の前歯の裏につけるようにする。
- ④ 「カ」舌の奥を上顎の奥をつけるようにする。
- ⑤ 「ラ」舌をまるめるようにする。
- ⑥ そしゃくトレーニング

- ⑦ 唇を閉じて、ガムをしつかりかみます。ガムは1か所で噛まずに左右両側で、まんべんなく噛みます。
- ⑧ 舌の体操：「ごえん」を防ぐ効果に加えて、唾液の分泌を促してお口の乾燥を防ぎます。
- ⑨ 舌をでぎだけ下に伸ばします。
- ⑩ 舌で鼻の頭をふれるつもりで上に伸ばします。
- ⑪ 舌を左右に伸ばします。

痛みのない程度に、お口の体操をやってみましょう。

▼問い合わせ先

地域包括支援センター  
☎0279-25-8441

## ●休日当番医●

※市外局番は0279です。

		内科	外科	耳鼻科	歯科	
7月	22日(祝)	青い鳥ファミリークリニック (渋川) ☎26-2681	榛東さいとう医院 (榛東) ☎54-1055	井野整形外科リハビリ内科 (吉岡) ☎30-5255	北橋歯科診療所 (北橋) ☎52-3762	
	23日(祝)	石北医院 (渋川) ☎22-1378	岡本内科クリニック (吉岡) ☎20-5353	有馬クリニック (渋川) ☎24-8818	平形歯科医院 (渋川) ☎22-0953	
	25日(日)	井口医院 (渋川) ☎25-1100	奈良内科医院 (渋川) ☎25-1155	大滝クリニック (吉岡) ☎30-5800	吉岡ちよだ耳鼻咽喉科 (吉岡) ☎26-7546	船岡歯科医院 (渋川) ☎23-8211
8月	1日(日)	湯浅内科クリニック (渋川) ☎20-1311	塚越クリニック (渋川) ☎60-7700	高野外科胃腸科医院 (渋川) ☎24-2425	森医院 (渋川) ☎23-8733	清水歯科医院 (吉岡) ☎54-3413
	8日(祝)	みゆきだ内科医院 (渋川) ☎60-6070	榛東わかばクリニック (榛東) ☎20-5531	渋川市国保あかぎ診療所 (赤城) ☎56-2220	宮下デンタルクリニック (子持) ☎53-4701	
	9日(月)	渋川中央病院 (渋川) ☎25-1711	佐藤医院 (吉岡) ☎54-2756	渋川医療センター (子持) ☎23-1010	三剛歯科医院 (伊香保) ☎72-3430	
	15日(日)	川島内科クリニック (渋川) ☎23-2001	原沢医院 (伊香保) ☎72-2503	関口病院 (渋川) ☎22-2378	吉岡ちよだ耳鼻咽喉科 (吉岡) ☎26-7546	佐鳥歯科クリニック (渋川) ☎22-0069
	22日(日)	本沢医院 (渋川) ☎23-6411	入内島内科医院 (渋川) ☎60-7322	渋川医療センター (子持) ☎23-1010	いのうえ耳鼻咽喉科医院 (渋川) ☎30-1133	佐藤歯科医院 (吉岡) ☎54-8330
	29日(日)	中野医院 (渋川) ☎22-1219	駒寄こども診療所 (吉岡) ☎55-5252	加藤整形外科医院 (渋川) ☎20-1007		永井歯科医院 (赤城) ☎56-8854

※耳鼻科、歯科の診療時間は正午までです。 ※夜間急患診療所(午後7時～10時、年中無休) ☎23-8899



## お盆期間中の水道当番表

お盆期間中に漏水事故が発生した場合は、次の指定工事店にご連絡ください。

月 日	指定工事店	電話番号
8月13日(金)	(株) 清水水道	0279-54-5725
8月14日(土)	(株) タナカ設備工事	0279-54-2812
8月15日(日)	浅見水道(株)	0279-54-4526
8月16日(月)	(有) 小林水道工事店	0279-54-3045

### お知らせ NEWS



#### 熱中症を予防しましょう

■内容 これからの季節は、熱中症が起こりやすくなります。熱中症は、屋外だけでなく、室内でも発生しています。次の点に気をつけて、熱中症を予防しましょう。

- ・暑さを避けましょう
- ・服装に気をつけましょう
- ・こまめに水分をとりましょう
- ・エアコンや扇風機を上手に使いましょう
- ・急に暑くなる日に注意しましょう
- ・体力づくりをしましょう
- ・声を掛け合しましょう

#### 熱中症になったときは

涼しいところに避難させ、衣服を脱がせ、体を冷やしたり、水分、塩分を補給してください。少しでも意識がおかしいときは救急車を呼んでください。

#### 問い合わせ先 保健相談センター

☎0279-70-8052

#### 教育委員の任命について

教育委員は、教育、学術及び文化に対して見識を有する者の中から、村長が議会の同意を得て任命します。

教育委員の主な職務は、教育行政の基本方針や重要事項を審議し、決定することです。

教育委員4名のうち2名が任期満了となったことに伴い、7月1日付けで新たに、2名が任命されました。

#### ◇岡部 京子 氏(再任)

■任期 令和3年7月1日から  
令和7年6月30日(4年)



#### ◇萩原 敏夫 氏

■任期 令和3年7月1日から  
令和7年6月30日(4年)



#### ▼問い合わせ先 教育委員会 事務局

☎0279-54-2211

#### 人権擁護委員の任命について

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談を受け、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。人権擁護委員制度は「様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましい」という考えから設けられたものです。

令和3年7月1日付けで次の2人が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

#### ◇小山 広一 氏(再任)

■任期 令和3年7月1日から  
令和6年6月30日(3年)



#### ◇西富 美代子 氏(再任)

■任期 令和3年7月1日から  
令和6年6月30日(3年)



#### ▼問い合わせ先 楽集センター

☎0279-54-0031

#### 「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を!

#### ◇事業主の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

▼詳しくは群馬労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

#### しんとう安全・安心メールにご登録を

村内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールで配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。

[ml.shinto@e-park.ne.jp](mailto:ml.shinto@e-park.ne.jp)

登録できない方は、総務課でお手伝いします。



## 行政相談を開催します

- 日時…8月20日(金)  
午後1時30分～午後4時
- 会場…楽集センター
- 内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

防災行政無線の放送内容は電話でも確認できます。

☎0279-54-3499



募集

RECRUITMENT



茨川地区広域市町村圏  
振興整備組合職員採用  
試験のお知らせ

### 職種

一般行政職(建築技師)および消防職(救急救命士有資格者を含む)

■採用予定人員(令和4年4月1日採用)

◇一般行政職(建築技師)若干人

◇消防職 若干人

### 受験資格

日本国籍を有し、次の職種別要件を満たす人(すべて令和4年3月卒業見込者を含む)

※地方公務員法第十六条の規定に該当する人(禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者等)は、受験できません。

### ◇一般行政職(建築技師)

①昭和62年4月2日以降に生まれた人

②大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

③1級建築士の資格(免許登録)を取得している人

### ◇消防職

①平成7年4月2日以降に生まれた人

②大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

③消防官として職務遂行に必要な身体(四肢関節機能を含む)が健全であること

④採用後は茨川広域圏内に居住できること

※その他の要件もあります。

### ■試験日など

◇第1次試験

9月19日(日)

茨川市勤労福祉センター

◇第2次試験

10月中旬以降予定

※第1次試験合格者に通知します。

### ■申込書配布場所

広域組合事務局総務課、消防本部総務課、茨川広域圏内各市町村役場

### ■申込方法

申込書、写真(6か月以内に撮影・縦4cm×横3cm)、建築技師は免許証明書の写し、救急救命士は免許証の写しを広域組合事務局総務課または消防本部総務課へ直接提出

### ■申込期間

8月2日(月)から13日(金)まで

※土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

### ▼問い合わせ先

▽事務局総務課

☎0279-60-5200

▽消防本部総務課

☎0279-25-4191

詳細については、組合ホームページを「ご確認ください」  
(<http://www.sknet.or.jp/>)

群馬県立二葉高等特別支援学校地域の学校開放講座  
(ぐんま県民カレッジ)

◇10月12日(火)

13時25分～14時15分

交流活動(情報モラルやマナーについて生徒と共に考える。)

◇10月20日(水)

8時45分～9時35分

ポッチャ体験・交流活動

■定員 3名程度(先着順)

### ■料金 無料

■申込期間 8月10日(火)～9月30日(木)

### ■申込方法

FAXまたはメール

FAX 027-360-6612

E-mail: futakoutoku-snes@edu-gsn.ed.jp

住所・氏名・電話番号・希望する講座(①、②、または両方)を記入してください。

▼問い合わせ先

県立二葉高等特別支援学校

☎027-360-6611

### 警察官募集

令和3年度警察官B等採用試験を実施します。

### ■受験資格

◇試験区分 警察官B

昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格学歴に該当しない人

◇試験区分 警察官A

昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)またはこれと同等と人事委員会が認める学校を卒業した人または令和4年3月31日までに卒業見込みの人

### ■受付期間

7月28日(水)～8月17日(火)

### ■試験案内配布場所

茨川警察署、榛東駐在所

▼問い合わせ先

茨川警察署警務課

☎0276-23-0110

# 広報カレンダー 8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ●9:30はつらつ教室(要予約) ●10:30はつらつ教室(要予約) ●13:30健康相談	3 ア10:00ヘルスアップ④	4 ●9:45両親学級②(要予約)	5 ●10:00アイアイ(要予約)	6	7
8 山の日	9 振替休日	10 ア10:00ヘルスアップ⑤ ●10:00障害福祉なんでも相談	11	12	13	14
15	16 ●9:30はつらつ教室(要予約) ●10:30はつらつ教室(要予約) ●13:30健康相談	17	18 ●13:152歳半のむし歯予防相談会 ●13:30人権相談	19 ●すくすく教室(要予約)	20 ●9:30心配ごと相談・特設人権相談 ●13:003歳児健診 ●13:30農地・農業者年金相談	21
22	23 ●9:30はつらつ教室(要予約) ●10:30はつらつ教室(要予約) ●13:30健康相談 ●15:00手話通訳者設置	24	25 ●13:00乳児健診	26	27 ●13:30無料法律相談	28
29 ●8:30日曜税務窓口	30 ●9:30はつらつ教室(要予約) ●10:30はつらつ教室(要予約) ●13:30健康相談	31 ●13:002歳児健診	新型コロナウイルス感染症予防のため、各行事について規模縮小や中止する場合があります。			

※ふれあい館休館日

8月10日(火)、23日(月)

### 実施場所

●村役場 ●保健相談センター ●ささえの家 ●中央公民館 ●南部コミセン ●ふれあい館 ●耳飾り館 ●児童館 ●しんとうスポーツアリーナ ●楽集センター ●総合グラウンド ●ふるさと公園 ●榛東中体育館

### 【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい  
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス  
(本店) 榛東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

**ぐん・せい建商(株)**

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>

ぐんせい

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

**(有)羽鳥製材所**

TEL.0279-54-5142

北群馬郡榛東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>

モデルハウス ぐんまの木の家「こもれび」 北群馬郡榛東村新井3252-5

**薫風緑樹**

暑中お見舞い  
申し上げます。

診療時間 / AM8:30~PM12:00  
PM2:30~PM 7:00  
休診日 / 日曜日・祝祭日・水曜日  
(祝日のある週は水曜診療日)

榛東村新井1223-1  
0279-25-8820

あおば歯科医院

**いわくら榛東接骨院**

でんわ 090-7426-4752

榛東村広馬場 873-2 サクシードヒルD.E 2部屋分  
駐車場はウラに多数有ります TEL0279-25-8666

※八ノ海道信号東に800m『小林新聞店さん』東100m左折すぐ

【交通事故/労災指定・保険接骨院】7時半まで受付 時間外予約も可!

(^o^) コロナ対策徹底! 個室施術、最新エコーも完備 (^o^)

**なかじま鍼灸接骨院**

各種保険・交通事故取扱

診察時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○	×
15:00~20:00	○	○	○	○	○	※	×

TEL・FAX.0279-70-8787  
〒370-3503 北群馬郡榛東村新井1485-1

**有限会社 群馬サポート**

☎0279-54-2322 村内全域

- 浄化槽保守点検
- 浄化槽清掃
- 浄化槽修理
- 一般くみとり

榛東村長岡 939-1 お気軽に連絡ください。





### 群馬県総合表彰

5月3日（月）、群馬県青少年育成推進会議会長の清水章弘さん（長岡）が、群馬県総合表彰で福祉功労者として表彰されました。清水さんは、各市町村の青少年育成関係団体と連携し、群馬県全体の青少年の健全育成をすすめています。



### 社会を明るくする運動

7月1日（木）、社会を明るくする運動推進委員会が、同委員会で作成したポスターを役場庁舎の村民ギャラリーに展示しました。保護司会、更生保護女性会が、訪れた方に説明し、同運動への理解と協力を求めました。7月30日（金）まで展示しています。



### 中学生の自転車マナー向上を

7月6日（火）、村交通安全会の石川会長が榛東中学校を訪れ、自転車のスポークに取り付ける反射材と交通安全のチラシを手渡しました。群馬県では、交通安全条例が改正され、自転車保険の加入義務化とヘルメット着用の努力義務化がされています。



### しんとうちゃんパンを開発

ふるさと公園にあるパン屋「麦のゆめ」で、しんとうちゃんのメロンパン販売が開始されました。耳やぶどうはクッキーで形を再現しています。障害のある方も働く同施設では、地域の子もたちに喜んでもらいたいとの思いで、このパンを開発しました。（土曜日のみ販売）

## ふるさと公園夏まつり中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ふるさと公園夏祭りを中止とさせていただきます。村民の皆さまのご理解のほどよろしくお願いいたします。

（産業振興課）

## 相馬原駐屯地納涼祭中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期すため納涼祭は中止となりました。安全を第一に考慮しての対応のため、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

（相馬原駐屯地）



## 榛東ぶどう郷 8月1日から順次オープン

問い合わせ先 産業振興課 (☎54-2211 内線225)

8月1日から、榛東村の特産ぶどうの収穫シーズンがはじまります。各農園でぶどう狩りが楽しめ、直売所では採りたてのみずみずしいぶどうが並びます。

地元、榛東村ならではの“おいしいぶどう”を味わってはいかがでしょうか。

### 営業期間

8月上旬～10月上旬  
午前8時～午後5時

### 場所

長岡地区、山子田地区、広馬場地区



## 榛東くらしの風景

## 季節をめぐる

### ひゃくまんべん 「百万遍」

鎌倉時代に京都で疫病が大流行した際、後醍醐天皇から命を受けた知恩寺の僧が、御所の紫宸殿にて疫病退散の念仏を行ったところ疫病が治まったのが、のちに各地に広まったことが百万遍の由来であるといわれます。長岡にある蓮花寺の敷地には、文化6（1809）年に建てられた「百々万遍供養塔」（村指定重要有形民俗文化財）があり、江戸時代に百万遍行事が盛んであったことがわかります。

百万遍は7月の終わりから8月の初め頃に、地区のお堂やコミセンなどで行われます。中央の先達（だつ）が鉦（かね）を叩き、輪になり座った人たちが大数珠（おおじゆず）を回しながら「南無阿弥陀仏、南無阿弥陀」と13回唱えた後、大数珠を外へ引きずり出すしぐさを3回繰り返します。（引きずり出す仕草を行わない地区もあります。）

厄を祓い、厳しい暑さを健康で乗り越えることができるようにと願って、昔から行われてきた夏の行事です。（耳飾り館 学芸員）



写真：新井地区の百万遍（平成30年）

広報しんとう 令和3(2021)年7月号 No.605

発行：榛東村 編集：総務課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211 FAX 0279-54-8225

ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

### 人口と世帯

(6月末日現在)

総人口 14,542人(-2)

男 7,412人(-1)

女 7,130人(-1)

世帯数 5,985戸(+7)

※ ( )は対前月

### 編集だより

今月の表紙は幼稚園の七夕飾りです。短冊には、アンパンマンにあいたいなど、子どもたちの純粋な願い事が飾られていて癒されました。どうか一日も早く平穏な日常が戻ってきますように。(大)